

桶川市体育施設年間事業計画調整運用基準

(平成6年6月30日教育長決裁)

桶川市体育施設の年間利用計画をあらかじめ調整し、それぞれの団体の施設利用の効率化・円滑化を図るため、一般の予約前に優先的に施設利用計画を定めるための基準は、次のとおりとする。

1 次の各号の事業執行のために、年間事業計画に基づき利用日を確定させる対象とするもの

- (1) 市又は市教育委員会が主催又は後援（名義後援を除く。）する事業
- (2) 学校総合体育大会市予選会又は新人戦市予選会
- (3) 教育課程に基づくもの又は市内小・中・高等学校が主催する事業（部活動を除く。）
- (4) 市体育施設の指定管理者が主催する事業で教育委員会が認めたもの
- (5) 関東規模以上を範囲とする大会その他これに準ずるもの（市が後援、共催等するものに限る。）
- (6) 自治体持ち回りによる対外市親善試合事業（数年に一回程度に限る。）
- (7) 学校法人日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づく施設利用
- (8) 埼玉上尾メディックスとの「連携協力に関する協定」に基づく施設利用

2 次の各号の事業推進のために、年間事業計画を調整したうえで利用日を優先的に確保できる対象とするもの

- (1) 市スポーツ協会加盟団体、市レクリエーション協会加盟団体及び市スポーツ少年団加盟部会が主催する大会又は行事
- (2) 市内に事務局を置く総合型地域スポーツクラブが主催する大会
- (3) 市スポーツ協会、市レクリエーション協会及び市スポーツ少年団が

加盟している県、ブロック等のスポーツ及びレクリエーション大会

(4) 市内の幼稚園が主催する運動会（幼稚園ごとに年1回に限る。）

※ ただし、調整の優先順位は、(1)(2)(3)(4)の順とする。

3 年間事業計画で利用日が確保できないものとするもの

競技団体が主催する練習会、講習会、会議（総会を含む。）等、年間計画として認めるにふさわしくないもの

附 則

この基準は、決裁の日（平成16年6月30日桶川市教育委員会教育長決裁）から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（平成29年1月19日桶川市教育委員会教育長決裁）から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（令和元年11月29日桶川市教育委員会教育長決裁）から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（令和3年11月16日桶川市教育委員会教育長決裁）から施行する。